

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…一
- 都市計画の変更……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…二
- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可……………
- ………（同）…二
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………
- ………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退及び廃止……………
- ………（同）…四
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…五

### 告示

- 開発行為に関する工事完了……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…五
- 石油機器技術管理講習の実施……………
- ………（東京消防庁）…五

### 東京都告示第八百五十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二一	雑誌	B A M B O O C O M I C S R E I J I N u n o !	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		クソアンチ♥ラブアス トロイ	
		株式会社竹書房	
四三二二	書籍	M I K E + c o m i c s	同右
		ミケプラスコミックス	
		こんなことすると聞いてない！	
		道玄坂書房	

### 東京都告示第八百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京

都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 都市計画の種類

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

- 削除する部分
  - 江戸川区上篠崎一丁目地内
- 追加する部分
  - 世田谷区南鳥山五丁目及び江戸川区上篠崎一丁目各地内
  - 篠崎町一丁目各地内

- 削除する部分
  - 江戸川区上篠崎一丁目及び上篠崎三丁目各地内
- 追加する部分
  - 江戸川区上篠崎一丁目、上篠崎二丁目及び篠崎町一丁目各地内

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

- 追加する部分
  - 世田谷区南鳥山五丁目地内
- 削除する部分
  - 世田谷区南鳥山四丁目、南鳥山五丁目及び南鳥山六丁目各地内
- 変更する部分
  - 世田谷区南鳥山四丁目及び南鳥山

五丁目各地内

近隣商業地域  
追加する部分

世田谷区南烏山四丁目及び南烏山六丁目各地内

削除する部分

世田谷区南烏山五丁目地内

商業地域

追加する部分

世田谷区南烏山五丁目及び荒川区西日暮里五丁目各地内

削除する部分

世田谷区南烏山四丁目地内

変更する部分

千代田区飯田橋三丁目、世田谷区南烏山五丁目及び荒川区西日暮里五丁目各地内

準工業地域

削除する部分

荒川区西日暮里五丁目地内

変更する部分

荒川区西日暮里五丁目地内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）並びに千代田区役所、世  
田谷区役所、荒川区役所及び江戸川  
区役所

●東京都告示第八百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百四十四号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定によ

り、次のように告示する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

平成十五年東京都告示第四百四十四号の事業地のうち、葛飾区立石七丁目地内を削る。  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第八百五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第八百五十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称 三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年九月二十九日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区大手町二丁目及び中央区八重洲一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビル

六 施行認可の年月日

平成二十八年九月二十九日

七 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年六月十八日

●東京都告示第八百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第二項の規定による道路	令和三年六月一日	西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字前原百十九番一	延長 九三・九七 幅員 四・〇〇
同右	令和三年六月三日	あきる野市引田字阿岐野一番一から同番三までの各一部、同番四並びに二番三、三番二、五番八番、九番及び十番一の各一部、同番二並びに同番三、同番四、十七番一、同番二、同番四、同番八、同番九、十八番一から同番三まで、十九番一、同	延長 四九九・七七 幅員 一・八二 二・七三

●東京都告示第八百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定

番二、同番四、二十番一、二十一番三、三十六番三、引田字櫻ノ岡二百五十五番一、二百五十八番二、二百五十九番二、同番三、二百六十番、二百六十三番、二百六十四番、二百六十七番、二百六十八番、二百六十九番一から同番三まで、二百七十番、三百三十一番六、伊奈字引田ノ上六百五十三番一から同番三まで、同番五、六百五十五番、六百五十六番、六百五十九番一から同番三まで及び六百六十番の各一部

に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
こころの健康クリニック芝大門	三田こころの健康クリニック新宿	港区芝大門2-1-13 芝大友ビル6階	新宿区新宿2-1-2 白鳥ビル2階	令和元年7月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
花畑たむら内科	古沢クリニック	足立区花畑4-23-16	平成31年4月2日
医療法人社団豊通会 大同病院	大同病院	豊島区高田3-22-8	令和元年5月1日
医療法人社団豊和会 櫻和メンタルクリニック	櫻和メンタルクリニック	豊島区巣鴨1-19-12八木ドビル2階・3階	同 日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
ほばす薬局 浅草4丁目店	薬局マツモトキヨシ 浅草4丁目店	台東区浅草4-35-3 浅草共同ビル1階	台東区浅草4-19-5	令和元年7月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
ココカラファイン薬局小田急エース店	エース薬局	新宿区西新宿1西口地下街1号	令和元年6月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
さんさん薬局	板橋区志村1-13-2	板橋区志村1-13-3 第一上カ会ビル101	令和元年6月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
がじゅまる訪問看護ステーション	調布市下石原3-47-3	調布市下石原3-35-5	平成29年3月1日
ナスコ訪問看護リハビリステーション	大田区中央4-30-10 ROUND, 中央1階、2階	大田区中央1-16-8シャンボール大森121	令和元年5月20日
みんなの訪問看護リハビリステーション木曾	町田市森野6-195-5 横山第三ビル1階	町田市木曾東4-20-5 サウスプラワー2号室	同 日

●東京都告示第八百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
稲垣クリニック	渋谷区代々木5-7-17	令和元年8月31日

(2) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
すわクリニック	渋谷区代々木2-16-7	令和元年7月31日
平成池袋クリニック	豊島区西池袋2-39-7 ベルデ西池袋9階	平成30年11月30日

薬局(精神通院医療)

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
はやぶさ薬局 中野店	中野区野方1-5-17 中野ダイヤハイツ102	平成30年5月31日
山辺薬局 西新井栄店	足立区西新井栄町1-17-10	令和元年6月30日
竹内潤和薬局	板橋区大山東町53-7	令和元年7月15日
こだま薬局	中央区日本橋3-3-14	令和元年7月31日
イシダ薬局	中央区日本橋助数町2-2-4	令和元年8月13日

公 告

東京都日影による中高層建築物の高さの制限  
に関する条例第三条に規定する区域の範囲の  
変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に基づき、同条例別表第三 三十七及び四十の項並びに別表第五 八の項の区域欄に掲げる区域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更する区域 世田谷区南烏山四丁目及び南烏山五丁目各各地内
- 二 変更年月日 令和三年六月十八日
- 三 縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課(東京都庁第二本庁舎三階南側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

羽村市羽加美四丁目千八百八十五番一  
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

国分寺市東戸倉一丁目八番六十八の一部(第一工区)  
西東京市芝久保町四丁目二十六番三三  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

武蔵村山市岸一丁目十三番二の一部(第一工区)  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

令和3年度石油機器技術管理講習(一般講習  
・再講習)の実施について

火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第62条の5の規定による火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。  
令和3年6月18日

東京消防庁  
消防総監 清 水 洋 文

1 石油機器技術管理講習(一般講習)

(1) 受講対象者  
地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者

(2) 講習の実施日時及び実施場所  
ア 令和3年9月1日(水曜日)及び同月2日(木曜

日)

同日とも午前9時から午後6時まで  
全国家電会館

文京区湯島三丁目6番1号

イ 令和3年10月26日(火曜日)及び同月27日(水曜日)  
同日

同日とも午前9時から午後6時まで  
株式会社ノーリツ八王子研修センター  
八王子市石川町728番地の8

2 石油機器技術管理講習(再講習)

(1) 受講対象者

既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの

イ 講習の実施日時及び実施場所  
令和3年9月8日(水曜日)

午前9時30分から午後5時まで  
全国家電会館

ウ 令和3年10月28日(木曜日)

午前9時30分から午後5時まで  
株式会社ノーリツ八王子研修センター  
八王子市石川町728番地の8

3 申請方法

受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。

4 講習の実施機関及び申請先  
一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会

郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号

5 問合せ先

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会

電話03(3499)2928

6 受講申請書配布先

(1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会

(2) 都内(稲城市及びび島しよ地域を除く。)の各消防署、  
消防分署及び消防出張所

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上をリサイクルしています。